

## 地域リハビリ事業に係る意見票

1	地域リハビリテーション連携指針の改定について
(1)	現在の指針が策定された当時より、現在は市町村主権の動きが一層高まっている。したがって、県の地域リハビリテーションに特化した事業として、その広域性の立場から市町村や日常生活圏域にどのような支援を行うかについての議論からの改定が有用。
(2)	「地域包括ケア」と地域リハの関わりを明記する一方で、高齢者のみではなく、障害者児を含む年齢や疾患・障害による制度を超えた横断的な取組として議論が必要。
(3)	「連携指針」ではあるが「協働指針」的に理念ではなく、関係機関同士の具体的な動きの方向性を示す指針となるとよい。
(4)	「連携づくりのための具体策」について、現状及び今後に即した、より具体的な方向性を明示する必要がある。
(5)	地域リハビリテーションと地域包括ケアシステムの連携が必要。 そのため、地域リハ関連機関はより広く他の関係機関と積極的に連携していけるような指針作りが必要。
(6)	<p>・地域リハビリテーションにおける行政(保健所など)の役割について、具体的な内容を盛り込んでほしい。また、広域支援センターとのかかわりについても具体的な形を示してほしい。</p> <p>・市町村との協議会を設置していただき、広域支援センターと市町村との連携の橋渡しをしていただきたい。</p>
(7)	<p>今後は国の政策が在宅にシフトしていくため「在宅医療」「在宅リハ」の整備が必要と思われる。そのためには、健康福祉センターや地域包括支援センターと地域リハ支援センターとの関係性強化が重要になる。</p> <p>また、医師会の協力も不可欠であり、県全体として「在宅医療」「在宅リハ」を支援できる整備を考えていく必要がある。</p>



## 地域リハビリ事業に係る意見票

2	地域リハビリテーション関係機関の機能・役割について
項目	1 県(健康福祉部) 2 千葉県地域リハビリテーション協議会 3 千葉県リハビリテーション支援センター 4 地域リハビリテーション広域支援センター 5 医療機関 6 歯科医療機関 7 居宅介護支援事業所 8 訪問看護ステーション 9 介護老人保健施設 10 指定介護老人福祉施設 11 市町村 12 地域包括支援センター 13 健康福祉センター(保健所) 14 社会福祉協議会 15 各専門団体 16 その他支援機関 17 その他の公共機関 18 住民 19 患者・家族
項目	特になし
意見	個々の機関の役割を示したのみでは、その役割が浸透しないと考える。 それよりは、「地域リハビリテーション連携指針の改定」について述べた議論を踏まえ、この部分で取り上げる組織・機関そのものや、その内容を検討することが有用。
項目	4 地域リハビリテーション広域支援センター
意見	・地域リハビリテーション連携システムの具体的な構想に基づいて、そのシステム内での広域支援センターのポジションと役割を示してほしい。 (9つの広域支援センターの個性、特色はあるとしても、基本的な柱となる活動、業務内容などを具体的に示してほしい。)
	・1～19について、各々の連携方法が不明確。
項目	13 健康福祉センター(保健所)
現行	・健康福祉センター(保健所)は、高齢者や障害者が急性期・回復期・維持期への連続したリハビリテーションが受けられる体制づくりを推進する役割を担っています。 ・管内の状況に合わせて地域リハビリテーション関係機関や住民等と連携を図り、地域リハビリテーション機能の一層の充実を図ります。
修正案①	・健康福祉センター(保健所)は、 <b>地域リハビリテーション推進事業を普及啓発する</b> 役割を担っています。 ・管内の状況に合わせて、 <b>保健・医療・福祉関係機関</b> や住民等との連携を <b>強化し</b> 、地域リハビリテーションの <b>推進</b> を図ります。
修正案②	・健康福祉センター(保健所)は、 <b>障害者等</b> が急性期・回復期・維持期への連続したリハビリテーションが受けられるよう、 <b>管内全体の体制づくりを推進</b> します。 ・ <b>障害者等が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の医療機関や関係機関と連携し、在宅医療を支援</b> します。
修正案③	・健康福祉センター(保健所)は、高齢者や <b>障害者等</b> が急性期・回復期・維持期と切れ目なく、また <b>個々に応じて適切なリハビリテーション</b> が受けられるよう、 <b>管内全体の体制づくりを推進</b> します。 ・ <b>高齢者や障害者等が、住み慣れた地域でリハビリを続け、なおかつ安心して生活できるように地域リハビリテーション事業の啓発並びに実施を推進</b> します。

## 地域リハビリ事業に係る意見票

3	地域リハビリ事業の今後の事業展開等について
(1)	9圏域の地域に即した活動が必要と思われますが、この「地域に即した」という部分が難しいところであると思います。したがって、本指針の策定時等に各地域の状況を把握し、本事業として実施すべき具体的な課題を提示し、事業展開を図ることが必要と考えます。
(2)	活動の指標が明らかになっていることが必要と考えます。
(3)	地域包括ケアシステムの一部に地域リハ事業を組み入れて良いのではないかと、いかに連携をとって事業を進めるかという事がポイントと考える。
(4)	現時点で「回復期から地域生活期の情報交換が不十分」と言われている。各広域支援センターのシステム作りも必要だが、県全体でのシステムが出来るといいと思われる。
(5)	在宅リハ(医療)支援体制整備が必要と思われる。 PT,OT,ST各士会、ケアマネ会、患者・家族会他が協力して支援できる体制作りが必要と思われる。
(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民や支援機関が双方向に相互に関わりを持てるようなネットワークを構築する必要があり、そのためには千葉県リハビリテーション支援センターと地域リハビリテーション広域支援センターの結びつきを強化し、その役割分担をもっと明確化していく必要があると思われる。</li> <li>・県の立ち位置が不明確な割に、求めている事業が多岐にわたっており、もっと内容を絞って現実に即した対応が必要ではないか。</li> <li>・県がどのくらい各広域支援センター及び地域事情を把握しているか伝わってこない。今後、県のマンパワーも含み、どの程度事業に注ぐのか明示することも必要ではないか。</li> </ul>
(7)	例年行っている研修事業で、参加人数が伸び悩んでいる。